

ヤングケアラー支援に向けたアンケート調査報告書

指定特定相談支援事業所
(相談支援専門員)

令和4年7月

愛媛県保健福祉部

目 次

1. 指定特定相談支援事業所（相談支援専門員）におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査概要	
（1）調査目的	1
（2）調査概要	1
2. 指定特定相談支援事業所（相談支援専門員）におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査結果	
（1）ヤングケアラーの認識について	1
（2）ヤングケアラーと思われる子どもの状況	2
（3）ヤングケアラーと感じる子どもの情報提供について	6
（4）ヤングケアラーである対象者に求められるサポート	7
（5）ヤングケアラー支援で注意すべき点	8
（6）ヤングケアラー支援のための民間の連携先で考えられるところ	9
（7）ヤングケアラー支援について取り組んでいること、今後取り組めそうなこと	10
（8）ヤングケアラー支援についての課題や困りごと（その他、自由意見）	10

1. 指定特定相談支援事業所（相談支援専門員）におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査概要

(1) 調査項目

ヤングケアラーについての認識やヤングケアラーと思われる子どもの有無、ヤングケアラーと思われる子どもの状況、支援の方法・つなぎ先など、指定特定相談支援事業所におけるヤングケアラーとの関わりの現状を把握するとともに、今後の支援策の検討につなげるための質問を行った。

(2) 調査方法

県内全ての指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の職にある方全員に対し、Web アンケート方式により回答を依頼した。

◆調査期間：令和3年12月10日～12月28日

◆回収状況：有効回答数 129（対象者数 284 回収率 45.4%）

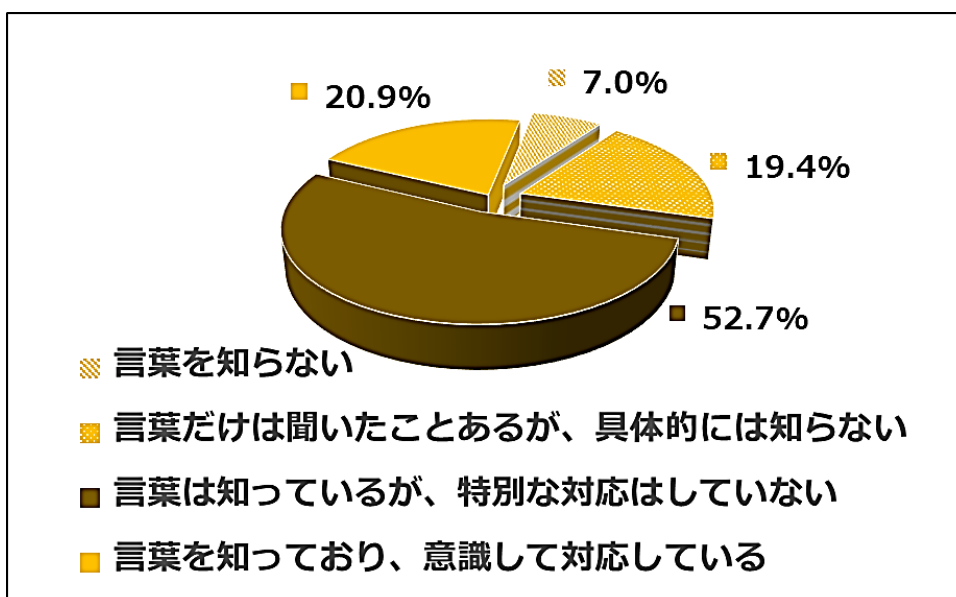
2. 指定特定相談支援事業所（相談支援専門員）におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査結果

(1) ヤングケアラーの認識について

ヤングケアラーについての認識の程度

「ヤングケアラー」についてどの程度承知しているか聞いたところ、「言葉は知っているが、特別な対応はしていない」が最も多い 52.7%、次いで「言葉を知っており、意識して対応している」が 20.9% となっており、言葉やその内容を知っていると答えた職員は 7割以上 となっている。

図表1 ヤングケアラーという概念の認識の有無

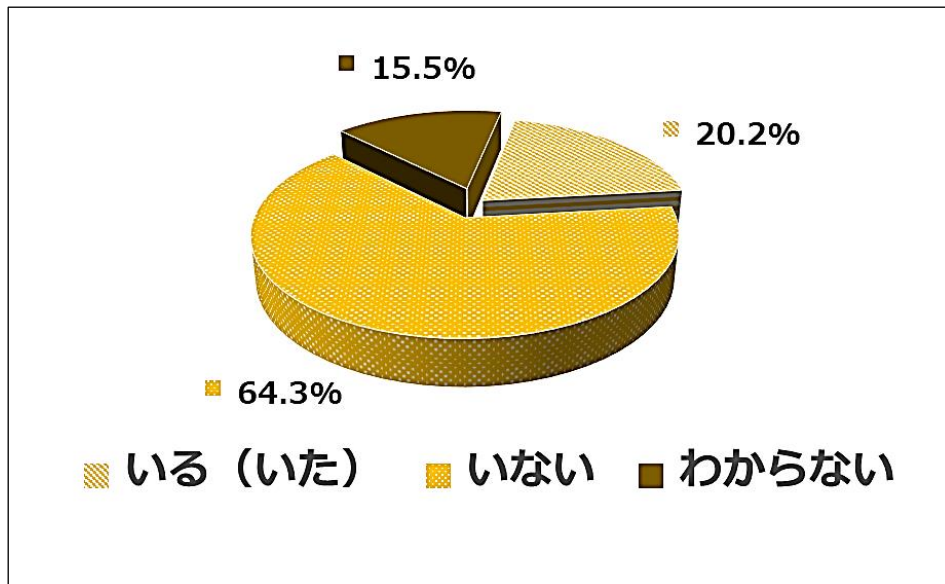


(2) ヤングケアラーと思われる子どもの状況

① ヤングケアラーと思われる子どもの有無

関わった家庭の中で、ヤングケアラーと思われる子どもはいるか（過去にいたか）を聞いたところ、「いる（いた）」が20.2%（26名）、「いない」が64.3%、「わからない」が15.5%となっている。

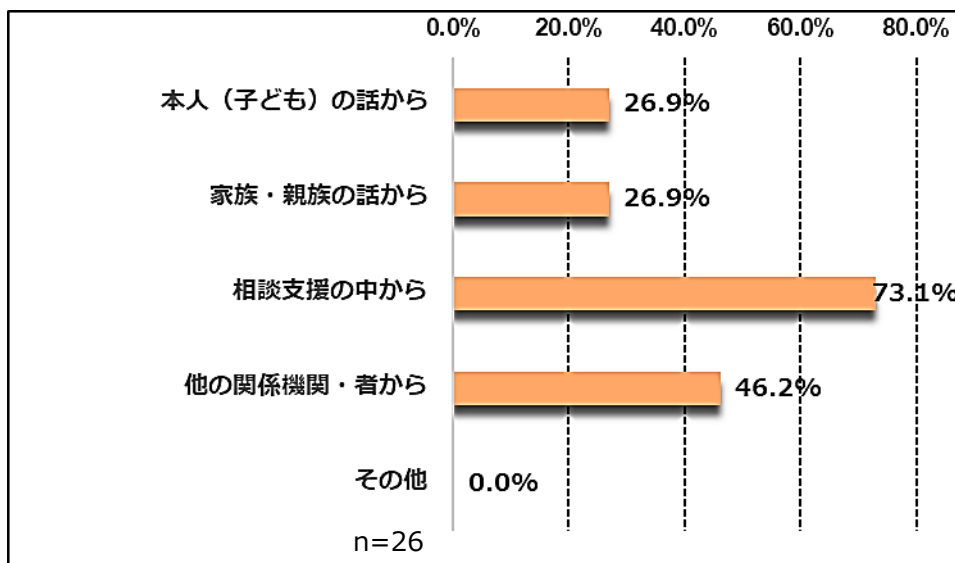
図表2 ヤングケアラーと思われる子どもの有無



①-1 「ヤングケアラーと思われる子どもに気づいたきっかけ （①で「いる（いた）」を選択した場合に回答）」

気づいたきっかけを聞いたところ、「相談支援の中から」が73.1%と最も多く、次いで「他の関係機関・者から」が46.2%となっている。

図表3 ヤングケアラーと思われる子どもに気づいたきっかけ（複数回答）



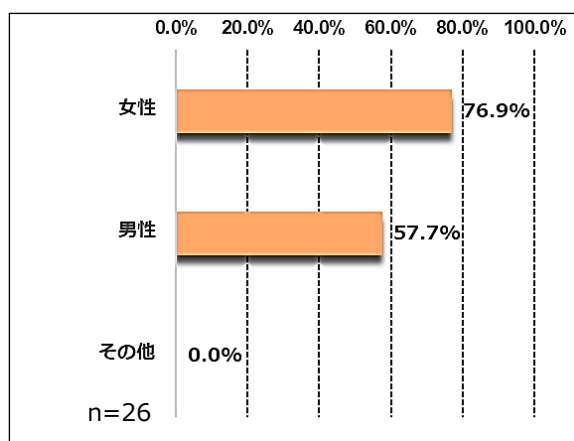
①-2 ヤングケアラーの状況について

(①で「いる(いた)」を選択した場合に回答)

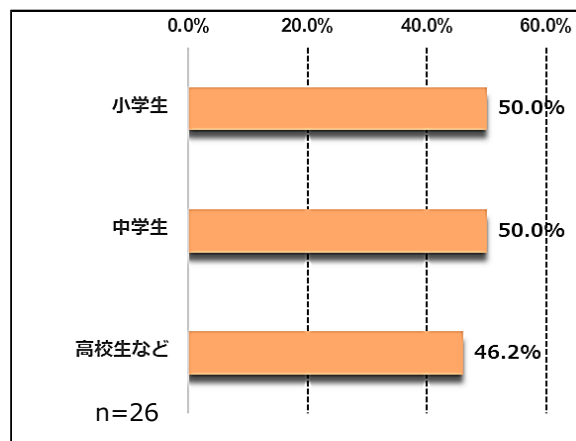
直近のケースにおける子どもの状況について聞いたところ、以下のとおり回答があった。

図表4 ヤングケアラーの状況(複数回答)

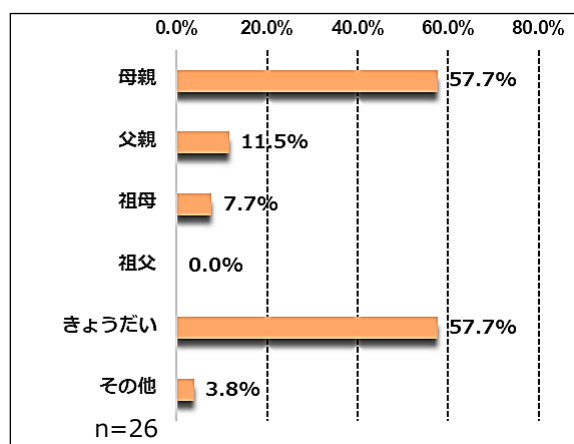
<性別>



<年代>

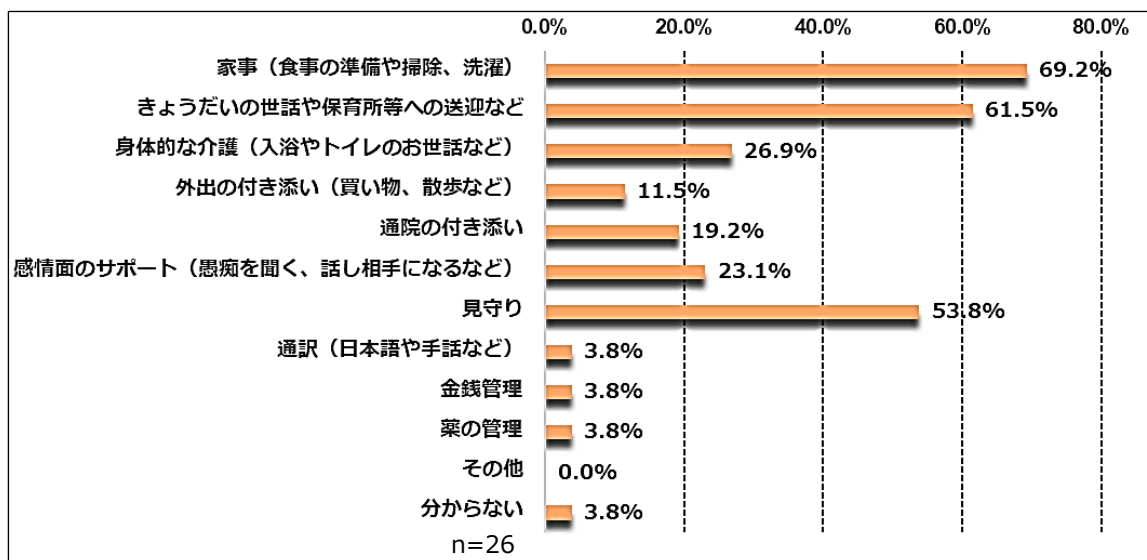


<ケアをしている相手>



<ケアをしている(していた)内容>

「家事(食事の準備や掃除、洗濯)」が69.2%と最も多く、次いで、「きょうだいの世話や保育所等への送迎など」が61.5%、「見守り」が53.8%となっている。また、「身体的な介護(入浴やトイレのお世話など)」も26.9%となっており、複数のケアを担っている。



<ケアの具体的な状況>

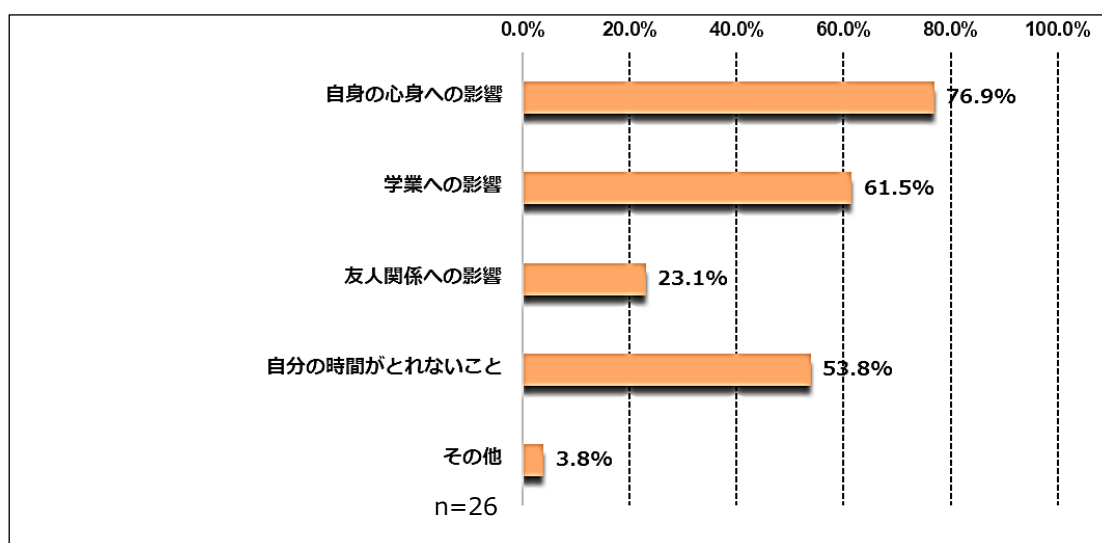
代表的な回答は以下のとおり。

- ・義父、母、本人（長女・小学校高学年）、きょうだい4人（小学生2人、乳幼児2人）の7人家族。母の養育能力と家事能力が低く、長女が乳幼児の世話をしている。日頃から義父より、母への手伝いの強要や、暴言等もある。
- ・母（40歳代・精神疾患有り）、本人（小学生12歳）の2人世帯。母親の内職の一部を手伝う、洗い物をする、母親の薬を取って渡すなどしている。
- ・母子家庭で、母親、本人（長女・高校生）、長男、二男（知的障がい有り）、三男（発達障がい疑いあり）。その家庭で唯一キーパーソンになる長女が、家事を行っており、学校の弁当なども自分で作っていた。
- ・祖母、叔父（知的障がい有り）、孫息子2人の世帯。祖母（祖母も少し支援が必要）が用事で家を留守にすることが多く、自分たちだけでなく、叔父の食事の世話もしなくてはならなかった。
- ・母（30歳代）、長女（中1）、二女（小学生）、三女（未就学児）の4人世帯。母は躁うつ病、強迫性障害、パニック障害があり、体調によっては家事ができないことが多いため、それらを長女と二女でサポートしている。
- ・父、母、本人（長女・中2）、長男（小学生）、二女（保育園児）の5人家族。父は夜勤の仕事で日中は寝ている。母は、出勤するまでに子どもを起こすことができず、長女に任せて出勤したり、二女が保育園に行けない時に学校を休ませて面倒を見てもらったりしていた。
- ・支援学校に行きながら帰宅後は兄弟の世話をさせられたり、家事をさせられたりしていた。家事が忙しいため、部活動の参加も許されない状況があった。
- ・祖母、母、本人（中学生女兒）、妹の4人世帯。生計の中心は母で、祖母が倒れてから通院への同行や見守りを行っていた。
- ・父、母、本人（中学生男児）、妹（小学生）の世帯。両親とも共働き。祖母の認知症が進みデイサービスは利用したが、帰宅時の受け入れやその後の見守りなどは不登校気味の本人に任されていた。

- 母（40歳代）、長男（18歳）、長女（16歳）の母子家庭。母に精神障がいがあり、長女は、精神的なサポート（話を聞いたり、そばにいたり等）や調理などの家事をしている。
- 神経系の疾患がある母（30歳代）の入浴時の洗髪の介助を娘（6歳）が行っている。

<ケアを担うことによる自身の生活への影響>

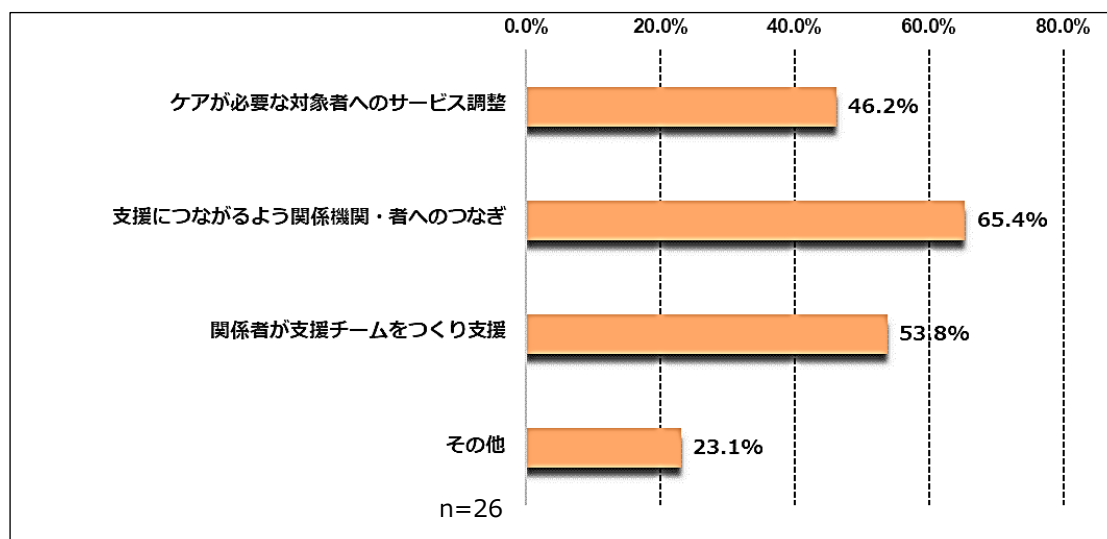
「自身の心身への影響」が76.9%と最も多く、次いで「学業への影響」が61.5%、「自分の時間がとれないこと」が53.8%、「友人関係への影響」が23.1%であり、生活への幅広い影響が見られた。



<ヤングケアラーと思われる子どもへの支援の内容>

「支援につながるよう関係機関・者へのつなぎ」が65.4%と最も多く、次いで、「関係者が支援チームをつくり支援」が53.8%、「ケアが必要な対象者へのサービス調整」が46.2%となっている。

また、「その他」として、「話を聞くのみであった」や「対応し始めた時点で本人が20歳以上であった」といった回答があった。

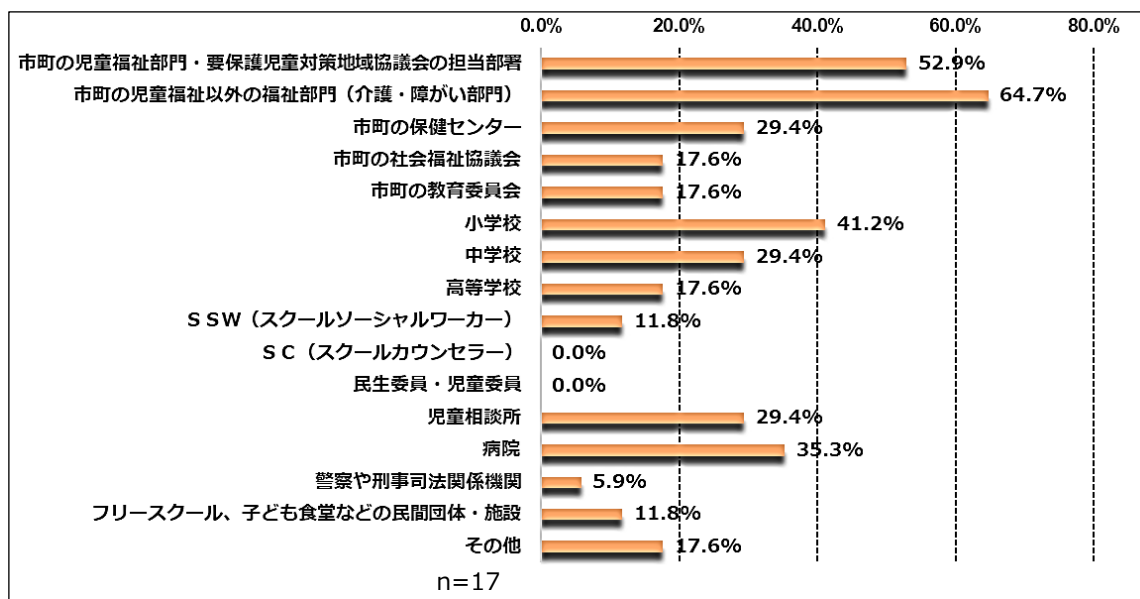


<具体的なつなぎ先>

(上の質問で「支援につながるよう関係機関・者へのつなぎ」と選んだ場合に回答)

「市町の児童福祉以外の福祉部門（介護・障がい部門）」が最も多い 64.7%、次いで、「市町の児童福祉部門・要保護児童対策地域協議会の担当部署」が 52.9%、次いで、「小学校」が 41.2%、「病院」が 35.3%であった。

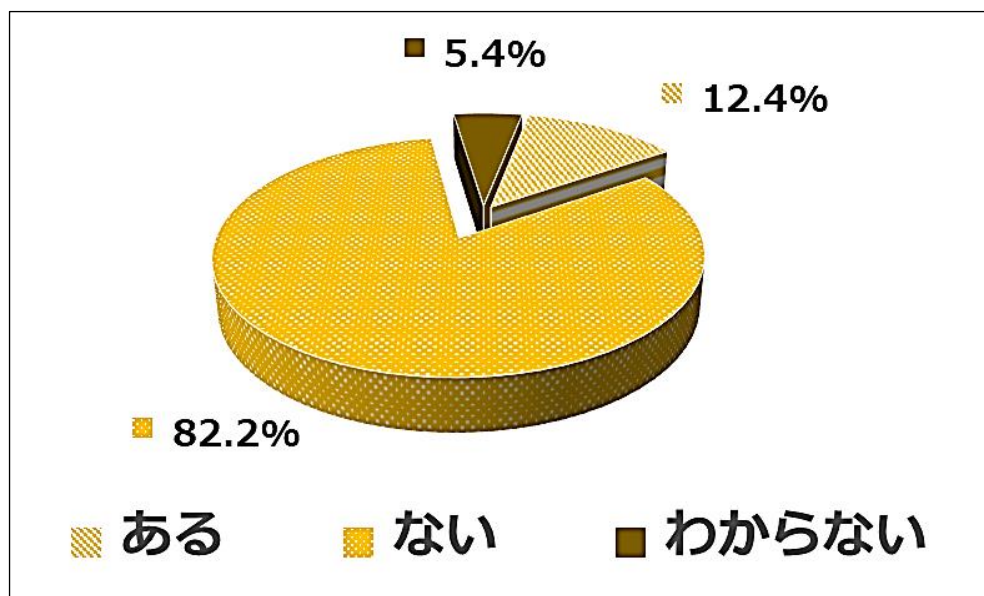
また、その他として「訪問介護」や「利用している放課後等デイサービス事業者との情報共有と本児への支援」といった回答があった。



(3) ヤングケアラーと感じる子どもの情報提供について

- ① ヤングケアラーと感じる子どもについての関係機関・者からの情報提供等の有無
 関係機関・者から情報提供等を受けたことがあるか聞いたところ、「ある」が 12.4%（16名）、「ない」が 82.2%、「わからない」が 5.4%であった。

図表 5 ヤングケアラーと感じる子どもについての関係機関・者からの情報提供等の有無



①-1 情報提供等のあった具体的な関係機関・者

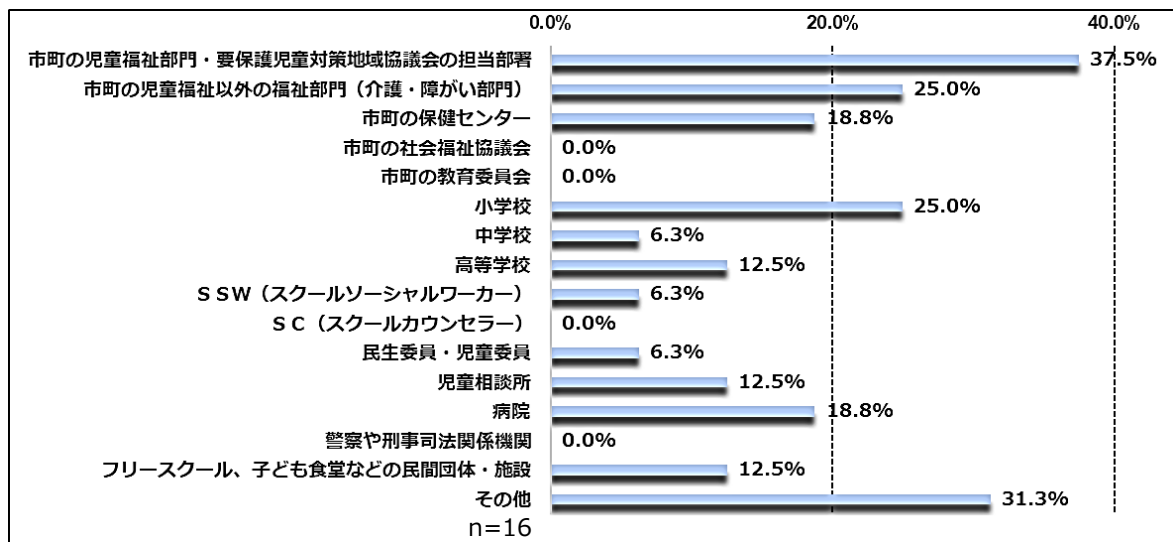
(①で「ある」を選択した場合に回答)

具体的な関係機関・者を聞いたところ、「市町の児童福祉部門・要保護児童対策地域協議会の担当部署」が最も多い37.5%、次いで、「市町の児童福祉以外の福祉部門(介護・障がい部門)」、「小学校」がそれぞれ25.0%であった。

また、その他として「放課後等デイサービス」「相談支援専門員」といった回答があった。

図表 6 情報提供等のあった関係機関・者

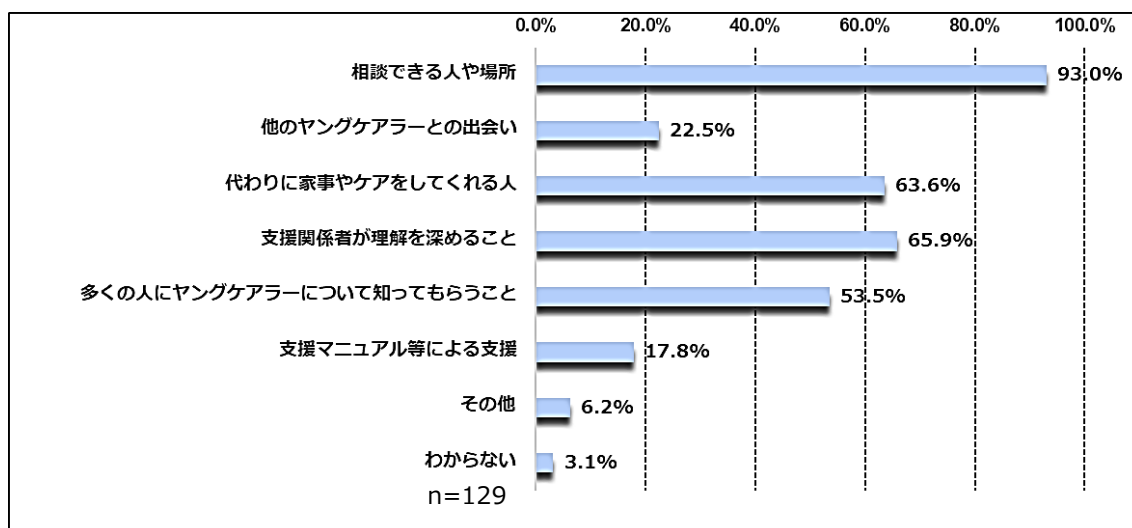
(複数回答)



(4) ヤングケアラーである対象者に求められるサポート

ヤングケアラーである対象者に求められるサポートは何か聞いたところ、「相談できる人や場所」が最も多い93.0%、次いで、「支援関係者が理解を深めること」が65.9%、「代わりに家事やケアをしてくれる人」が63.6%、「多くの人にヤングケアラーについて知ってもらうこと」が53.5%となっており、地域包括支援センターと同様の傾向となっている。この結果から、対象者の相談機会の充実や家庭への家事等の支援のほか、より一層の周知・啓発が求められている。

表7 ヤングケアラーである対象者に求められるサポート（複数回答）



(5) ヤングケアラー支援で注意すべき点

代表的な回答は以下のとおり。

- 支援を負担に感じないような配慮。介助される側がスムーズに支援を受け入れることができるように信頼関係を作ること。
- 家族間の関係性や背景、親の成育歴等の情報収集を行い、関係機関がチームで支援すること。
- 近くに住む人の理解を得る。
- 対象児の年齢が低いほど、保護者への接し方（対象児より情報提供があった時に、どうやって保護者に伝えていくか）が難しい。また、関係機関との情報共有と、それぞれの機関がどういった部分を支援していくのか、役割分担を明確にする。
- 自分が家族を見なければならぬなどの責任が強く、なかなか心を開いてくれない場合があると思う。また、家族も他の支援を受けたくない気持ちが強いと思われる。一緒に家族をサポートしていく関係性を作ることが必要と思う。その児童が他に救いを求めた場合、家族がその児童に虐待を行う場合も予想されるので、関わり方に配慮する。
- ヤングケアラー本人や無自覚な親・家族とのラポール形成（気持ちが通じ合う状態）を図ること。
- 子どもが抱えている不安を具体的に解決する道筋をしっかりと示してあげること。
- 子ども本人が自分の置かれている現状を理解できていない（当たり前と思っている）ため、相談したり助けを求めたりすることが出来ない。そのため、本人たちを知る人からの情報収集が大切である。
- 家族をサポートしたいという思いを持っていれば、可能な限りその気持ちを尊重すること、家庭のことを子どもだけで抱え込まず、頼れる大人や制度があることを周知すること。
- 本人の学業や部活などしたいことをできる時間と環境を担保する。
- 支援者の態度や言動により、親や家族が非難されたと感じて子ども自身が苦しんだり、何も喋らなくなったりすることが一番怖い。

- 介入することで余計に子どもが傷つかないように配慮する必要があり、見極めが求められる。
- 今まで家族のためにしてきたことを否定するような伝え方にならないよう十分注意する。介護される側、介護する側の両方の尊厳を守りながら支援を進めていく。
- 本人が親やきょうだいの世話に強い責任を感じていたり、親子共依存の関係であったりする場合には、家族のことや家計について知られたくない、干渉されたくないという気持ちが強く、本人だけの支援では深く関わることや解決に導くことは難しい。本人と家族双方への専門的なサポートと家族支援が必要。
- 福祉サービスであるということを盾に、支援サポートの押し付けをしない。
- 当たり前に行っている子どももいる。否定から入らず、また過剰に「ヤングケアラーですよ」という促しはしないようする。
- ヤングケアラー自身が周囲に相談したくない、ケアラーだという認識で関わってほしくないと感じているケースもあるため、そのようなことにも十分配慮した介入になるよう、支援への理解や考慮すべきことについての支援者の知識が大事ではないかと思う。
- ヤングケアラーによる介護がなされることを前提とした福祉サービス等の利用調整とならないように注意する。
- 当事者でそのことを課題と認識できていない、又は自ら SOS が出せない人が多いと思う。予防的な視点をもって支援をしていくことが必要と考える。

(6) ヤングケアラー支援のための民間の連携先で考えられるところ

代表的な回答は以下のとおり。

- スクールソーシャルワーカーがキーマンとなり支援者をつなぐ役割をすれば良いと思う。
- 地域の商店や配達業者等、日頃の生活で関わる機会のある事業所。ちょっとした困りごとでも気軽に相談できる「なんでも相談所」などを実施しているNPOなど。
- 相談支援事業所、医療機関、居宅介護事業所
- 居宅介護などヘルパー支援の充実
- 近所からの報告、郵便局や宅配関連（発見）、訪問ヘルパー（家事・介護等）、家庭教師（学力）
- 当事者の会、子育て支援関係のボランティア、NPO団体、介護保険・障がい福祉サービス事業者
- 社会福祉協議会
- 地域包括支援センター
- 子ども食堂
- ひとり親家庭を支援している団体
- 自治会
- 民生委員

(7) ヤングケアラー支援について取り組んでいること、今後取り組みそうなこと

代表的な回答は以下のとおり。

- 双方へ支援が必要な場合は、別の担当機関が介入し、利益相反や権利侵害がないよう心掛けている。
- 関わっている家庭の様子を把握し、必要時には子ども総合センターなどの関係機関に相談する。
- 対象児の言動に注意して、変化があれば本人から話を聞くようにしている。また、着衣や持ち物、本人の整容に気を配り、洗濯できていないなどがあれば、関係機関に連絡し、自宅訪問等を依頼している。保護者とは、些細な事でも連絡してもらえような関係性をつくることに留意している。実は、保護者自信が家事や子育て、収入について悩んでいることが多く、そのことを解決していかないと対象児のヤングケアラーの状況は変わらない。
- 子どもたちを孤立させないこと、いつでも連絡をもらえる関係性を保持しておくこと。
- 家族の未来予定図を作ることによる聞き取りによって、家族構成や関係性など掴む。
- 地域包括で実施している地域ケア会議等を活用し、早期発見に努めていきたい。
- 公的なサービスで子どもの負担を軽減できることについては、そちらにつないでいく。
- 近所の子ども食堂につないだ。ケア対象児が療育手帳を持っていたため、既に利用していた障がい福祉サービスの家事援助の時間数を増やした。
- 教育機関や福祉機関、地元民生委員等によるネットワーク体制づくり。

(8) ヤングケアラー支援についての課題や困りごと（その他、自由意見）

代表的な回答は以下のとおり。

- しんどいと思ったときに気軽に相談できる窓口を広く周知することが大事だと思う。ネットで相談できるようになれば良いのではと思う。
- 児童虐待と同様に、支援が必要な対象者は弱くて自分の意思を出せない子どもたちなので、早期対応ができるよう学校、行政、専門職などが積極的に介入、連携し、必要な支援につなげることが重要だと思う。
- 親の貧困や親の成育歴、発達障害による二次性の精神障害、異性関係。
- 保護者の認識として「家族が家族の手伝いをして、家庭を支えるのは当たり前」という意識がとて強く、周囲が「それは少し違うのでは」と伝えても、聞く耳を持ってくれない。
- ヤングケアラー本人と無自覚な親及び家族とのラポール形成を図る上で、会う頻度は重要な要素の一つであるが、当方から接触を重ねるための公的な理由がなければ会うことができない点が課題。
- 子どもが相談出来ずに表面化し難いのではないかと。民生・児童委員や教師がそういった状況を見つけやすい関係にあると思われるため、早期発見・対応につながるような取組みが必要と考える。
- 病院や施設から地域へ地域へと拡声するが、地域は孤立化しており、受け皿が整っていない。町内会機能が疲弊・枯渇しており隣人・近隣の様子が不明。介護や福祉等のサービスについて正しく触れる機会がほぼ無い。

- 子どもが担っているケアを代わりに行うサービスの提供が必要になると思われるが、既存の事業所等、どこが対応していくかの仕組み作りが必要。
- 母親が子どもを頼りにしており、子どもが自分の権利を主張できない環境にあることから逃れられない状況にある。
- 高齢化社会となり、被介護者の数が増大し介護者の数が極端に不足するのでは。未成年のケアラーだけでなく、20~30代の世代もケアラーになり、子育てとの両立を強いられた介護退職ばかりになると想像する。
- 母親が、子どもが世話をすることを悪いと思っていないので難しい(うちの子どもは親想いで優しいから色々やってくれると思っていて、自慢するように報告している)。不登校にもなっていたので、その部分を傷付けないよう、引き離していくように(例えば寄宿舍付きの高校に入学するとか)周囲から動いている。
- 家族機能の弱体化により(核家族)、ケアラーが担う役割を担う人がおらず、子どもが本来歩む人生や夢を諦めざるを得ないことがあるとその子の可能性をなくしてしまうことになり、個人や家族だけの問題ではないと感じている。
- 地域住民への周知ができていないと考える。先日、このテーマで当事者を交え、有志にて勉強会を実施したが、このような機会も今後広げていく必要があると思った。また、行政内で横串を差していく取組みが大切と感じる。
- 家族での助け合いは当然と思うが、過度な負担や、サービス利用によって負担が軽減されるなら利用すべきと思う。ただ、生活困窮世帯など、サービス利用料の負担が困難な世帯が多いと思われるため、金銭面を含めた対応が必要である。
- 相談しやすい環境づくりが課題。直接的な相談でなくても、どこかに何かを相談できる、という場所があればいいと思う。
- ヤングケアラーに対する認識の周知と線引きの明確化。見る側、看られる側それぞれの意向に対して、主体性を重視すべきか客観性を重視すべきか。
- 勉強の合間に家事などを行い、疲れて勉強などもできないという子どもをテレビで見た。家族の代わりにやることが多く、学業に集中できないなどの弊害もあるので、自分の関わりの中でも該当する者がいないか、いつも目を配れるようにしたい。